

諫早労働基準監督署発表
令和8年2月25日（水）

諫早労働基準監督署
署長 佐々木博史
○監督課長 永田 利一
電話 0957-26-3310

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～労働災害の報告義務を怠った疑い～

諫早労働基準監督署（署長 佐々木 博史）は、本日、株式会社九州フジパンほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで諫早区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年12月、長崎県諫早市内の同社長崎工場において、労働者Bが負傷した労働災害について、労働者死傷病報告を諫早労働基準監督署長に遅滞なく提出しなかった疑い。（いわゆる「労災かくし」）

1 被疑者

（1）株式会社九州フジパン

本店所在地：福岡県糟屋郡新宮町
長崎工場所在地：長崎県諫早市多良見町
事業内容：パン類及び菓子類の製造

（2）長崎工場総務課長 A

2 違反条文

被疑者株式会社九州フジパン、被疑者Aともに労働安全衛生法違反

同法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第120条第5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が業務上の負傷等により、4日以上休業したときは、所轄労働基準監督署長に当該労働災害の発生状況等（労働者死傷病報告）を提出することが定められていますが、令和6年12月に長崎工場内で労働者Bが転倒により膝蓋骨を骨折して22日間休業した労働災害について、諫早労働基準監督署長に労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなかった疑いがあるものです。

4 その他参考事項

労働災害の発生事実を隠蔽または虚偽の内容を記載して提出するいわゆる「労災かくし」は、労働災害の発生状況を正確に把握することを妨げ、労働災害防止対策の推進に支障を来すほか、労働者災害補償保険法による被災労働者の適正な救済が図られない可能性がある等、さまざまな問題があります。

諫早労働基準監督署では、労災かくし事案に対し、司法処分を含め厳正に対処してきたところですが、今後も引き続き労災かくしの排除に努めていく方針です。

なお、長崎労働局管内において令和5年以降に送検した労災かくし事案は本件を含めて9件になり、平成31年～令和4年の4年間に同事案で送検した件数は6件であることから、近年同事案による送検が増加傾向にあります。

関係法令抜粋

労働安全衛生法

(報告等)

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(第二項及び第三項省略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第一号から第四号省略)

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

(第六号省略)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(以下「労働災害等」という。)により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。(※)

- 一 労働保険番号(建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号)
- 二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- 三 常時使用する労働者の数
- 四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
- 五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
- 六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称

- 七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
- 八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
- 九 休業見込期間又は死亡日時
- 十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和三十六年政令第三百十九号)別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者を除く。)である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
- 十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
- 十二 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号(第九号を除く。)に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(※) 労働安全衛生規則第97条の条文のうち、「電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項」は、令和6年12月31日までは「様式第二十三号による報告書」であった。